

令和8年（フ）第180号

盛岡市永井24地割46番地1
破産者 有限会社高櫓ビル

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第41号

茨城県筑西市布川846番地の49
破産者 株式会社キクチ

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年（フ）第1176号

千葉市中央区末広3丁目16番5号
破産者 有限会社サン・ボデー

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第173号

千葉市中央区仁戸名町418番地6
破産者 窪田 秀幸

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第479号

千葉県市川市中山4丁目21番17号
破産者 安達 正博

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第592号

千葉県船橋市金杉8丁目12番30—421号
破産者 吉崎 友滋

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第669号

千葉市中央区東本町1番11—2号 L u s s
○東本町103号
破産者 稲葉 康将

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第726号

千葉県流山市野々下6丁目538番地の13ア
パートメントダイナ101
破産者 合同会社なはや

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第727号

千葉県市原市椎津1595番地
破産者 松本 清隆

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第763号

千葉県浦安市北栄1丁目3番28—213号 ペンテブラノ
破産者 坪井 新拓

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第913号

千葉県船橋市上山町1丁目88番地1 ルーラルタウン壱番館B棟201号
破産者 荘司 卓哉

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第8397号

東京都港区南青山3丁目1番36号青山丸竹ビル6F
破産者 H a b i t a t株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第780号

埼玉県川口市戸塚一丁目9番35号グランディール103号
破産者 株式会社未来ネット

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第91号

埼玉県川越市砂新田六丁目17番16号
破産者 建エンタープライズ合同会社

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第293号

埼玉県坂戸市大字片柳399番地4
破産者 株式会社たにふじ

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第335号

埼玉県入間郡毛呂山町大字市場1番地3
破産者 オーエルビー株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第372号

埼玉県狭山市新狭山一丁目16番地の1
破産者 マイテツク株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第382号

埼玉県川越市砂新田6丁目16番地22
破産者 亡三浦将満相続財産

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年（フ）第1520号

千葉県市原市郡本2丁目126番地
破産者 大関 功

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第1555号

札幌市厚別区厚別東2条3丁目6番44号 ハイツイエメラルド102号、開始決定時の住所千葉市花見川区横橋町2193番地20
破産者 保土田真澄

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第91号

千葉市中央区椿森1丁目23番11号
破産者 パーソナルホーム株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係